



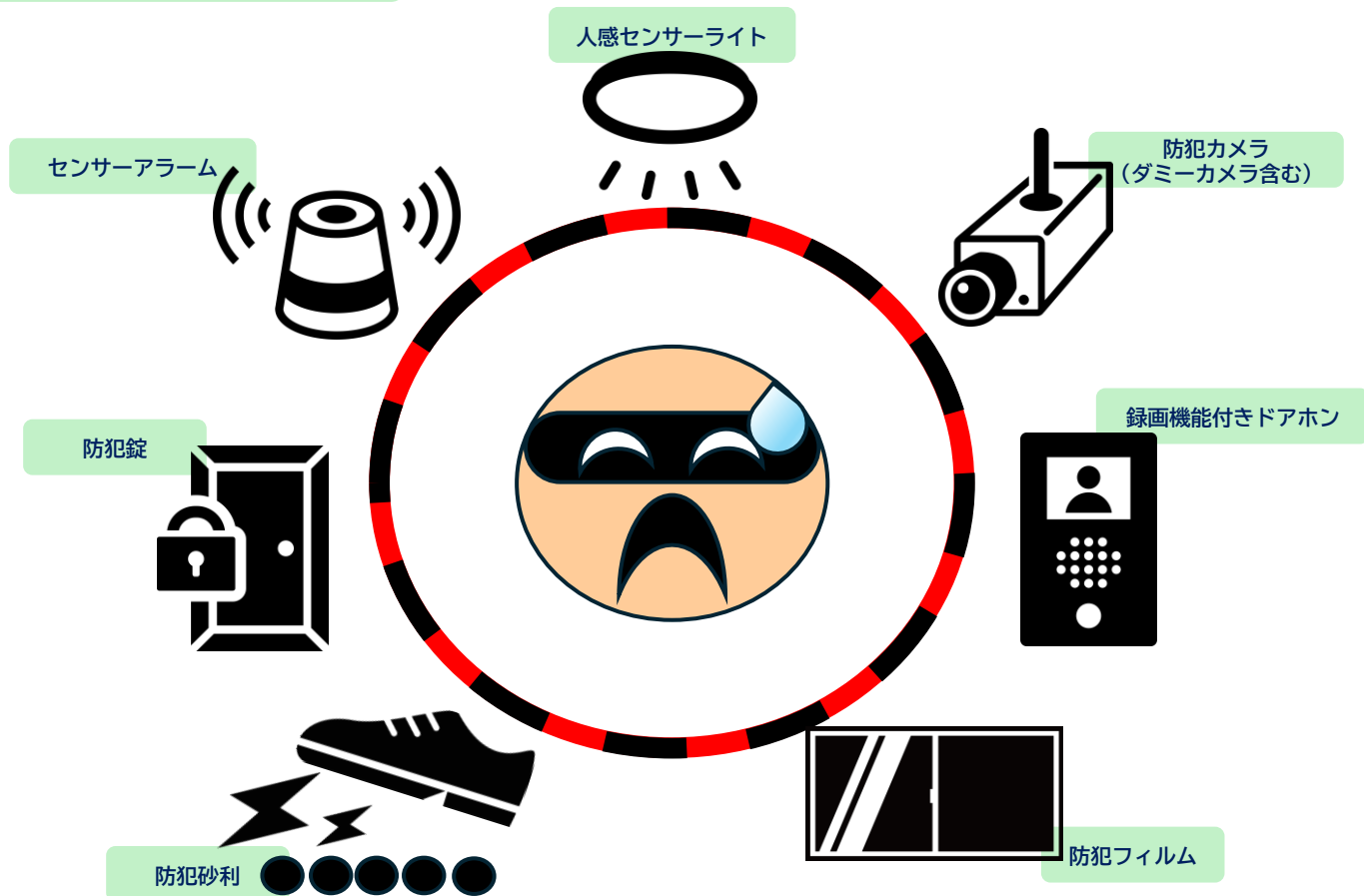
～国の重点支援地方交付金活用事業～

住宅等防犯対策補助金



防犯対策用品

の購入・設置で **【最大10,000円】** 補助



補助対象要件

- 自らが居住する市内の住宅等の世帯主であること（賃貸住宅を除く。）
- 世帯に市税の滞納がないこと など

補助金の額

- 上限1万円

申請方法

- 購入 ⇒ 設置 ⇒ 申請書・請求書等提出 **【窓口又は郵送】**
 - ※令和8年10月7日以後に購入したものに限り
 - ※複数品目での申請可
 - ※申請は世帯につき1回限り

補助対象経費

- 住宅等に設置するために購入した防犯対策用品(新品のみ)の本体購入費及び設置工事費(税抜)
※ポイント、クーポン等による支払相当額は対象外

申請受付期間

- 令和8年12月1日(火)～28日(月)

◆申請書・請求書等
・ホームページからダウンロード
・下記窓口にて配布

⚠ 申請総額が予算額を超えた場合は、受付期間後に **抽選** となります。 ⚠

【お問合せ窓口】

加須市役所環境安全部交通防犯課
騎西総合支所地域振興課
北川辺総合支所地域振興課
大利根総合支所地域振興課

☎ 0480-62-1111(内線271・272)
☎ 0480-73-1111(内線125)
☎ 0280-61-1205
☎ 0480-72-1111(内線134)



👉 ホームページはこちらから 👉



事業の概要は？

市民の防犯意識の向上及び地域の防犯対策の強化を図るため、住宅等に防犯カメラなどの防犯対策用品を設置する市民（世帯主）に対し、住宅等防犯対策補助金を交付するものです。



住宅等とは？

自らが居住する市内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいいます。

ただし、賃貸住宅は除きます。



防犯対策用品とは？

以下の7品目をいいます。

- ①防犯カメラ（ダミーカメラを含む。） ②録画機能付きドアホン
③人感センサーライト ④センサーアラーム ⑤防犯フィルム ⑥防犯錠 ⑦防犯砂利

○防犯対策用品の要件

①



防犯カメラの場合、住宅等を継続的に撮影する録画機能を有しており、住宅等の敷地内（室内を除く。）に設置し、撮影範囲が近隣住民等のプライバシー保護に留意しているものであること。

※ダミーカメラ（撮影機能や録画機能のないものであって、防犯カメラに似せて作られたもの）も対象

②



住宅等の屋外と屋内とで通話できるインターホンであって、来訪者の姿を録画できるものであること。

③



住宅等の敷地内（室内を除く。）に設置し、人の動きを感知するセンサーにより自動的に点灯するものであること。

※周囲が暗くなると自動で点灯するライトは対象外

④



住宅等の敷地内（室内を除く。）に設置し、人の動きを感知するセンサーにより警報音を発する機能を有するものであること。

⑤



住宅等の窓ガラスその他侵入口となり得る部分に施工するガラスの破壊を抑止し、又は遅延させる効果を有するものであること。

※防犯ガラスは対象外

⑥



住宅等の玄関、窓その他侵入口となり得る部分に設置する防犯性の高いものであること。

※より防犯性の高い錠への交換費用を含む。

⑦



住宅等の敷地内（室内を除く。）において、侵入経路となり得る箇所に敷設し、歩行時に音を発するものであること。



補助対象者とは？

補助金の交付を申請する日において、次の要件のいずれにも該当する者

- ①住宅等の住所を住民基本台帳法の規定に基づき登録している世帯主（以下「申請者」という。）であること。
- ②申請者及びその属する世帯の構成員に市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- ③申請者及びその属する世帯の構成員が暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- ④申請者及びその属する世帯の構成員が、過去に住宅等防犯対策補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤申請者が住宅等の所有者でない場合は、当該住宅等の所有者の同意を得ていること。



補助対象経費とは？

令和8年10月7日以後に購入し住宅等に設置した防犯対策用品（新品のものに限る。）の本体購入費及び設置工事費（消費税を除く。）をいいます。

補助金の上限額の範囲内であれば、複数品目での申請が可能です。

ただし、以下のものは補助対象外です。

- ・ 付属品、設置部品、SDカード等の本体以外の品
※ただし、本体とセットで販売されている場合は補助対象
- ・ 既存の防犯対策用品の修繕、移設、撤去等に要した費用の額
- ・ ポイント、クーポン等による支払に相当する額
- ・ リース品



補助金の額は？

補助対象経費の合計の額（1,000円未満の端数切捨て）とし、10,000円が上限額です。

補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りです。

例① 補助対象経費 9,900円（税抜）⇒ 補助金の額9,000円

例② 補助対象経費 5,000円+6,000円=11,000円（税抜）⇒ 補助金の額10,000円

例③ 補助対象経費 990円（税抜）⇒ 1,000円未満の端数切捨てにより補助対象外



提出書類は？

①住宅等防犯対策補助金交付申請書（様式第1号）

②申請者が市内に住所を有することが確認できる書類の写し

※個人番号カード、運転免許証などの写し

③防犯対策用品の本体購入費及び設置工事費に係る領収書又はレシートの写し

※オンライン購入の場合は、領収書画面の写しでも可

④防犯対策用品の要件を満たしていることが確認できる書類の写し

※カタログ、取扱説明書などの写し

⑤防犯対策用品の設置前後の写真

※防犯対策用品を設置する前の場所の写真と設置した後の当該場所の写真それぞれ1枚

※録画機能付きドアホンは、屋外（玄関）と室内の2種類、計4枚を提出

⑥申請者名義の口座情報の確認ができる書類の写し

※通帳、キャッシュカード、WEB通帳（口座）のスクリーンショットなどの写し

⑦住宅等防犯対策補助金交付請求書（様式第4号）

※申請者の負担軽減のため、申請時に併せて請求書も提出していただきます。

⑧住宅等防犯対策補助金に係る申請受付チェックシート



申請受付期間は？

令和8年12月1日(火)から同年12月28日(月)まで



申請方法は？

①窓口での申請 平日の8時30分～17時(土・日・祝日を除く。)

提出先	加須市役所交通防犯課	☎ 0480-62-1111(内線271・272)
	騎西総合支所地域振興課	☎ 0480-73-1111(内線125)
	北川辺総合支所地域振興課	☎ 0280-61-1205
	大利根総合支所地域振興課	☎ 0480-72-1111(内線134)

②郵送での申請

郵送先	〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1 加須市環境安全部交通防犯課 【住宅等防犯対策補助金申請書類在中】
-----	---

※令和8年12月28日**必着**をお願いします。



申請までの流れは？

①防犯対策用品を購入(※令和8年10月7日以後の購入に限る。)

👉この段階で防犯対策用品の設置場所を撮影

②防犯対策用品を住宅等に設置

👉設置後、防犯対策用品を設置した場所を撮影

③住宅等防犯対策補助金の申請

👉①申請書、②添付書類、③請求書、④チェックシートを提出

※申請書・請求書等の入手方法

- ・ホームページからダウンロード
- ・加須市役所交通防犯課及び各総合支所地域振興課窓口にて配布



抽選方法は？

申請受付期間終了後、補助金の交付要件を満たす申請の総額が予算の範囲を超えるときは、抽選による方法により、補助金の交付の可否を決定します。

抽選は、交通防犯課にてエクセル(表計算ソフト)の乱数機能を用いた方法により行います。

抽選結果については、申請者全員に通知します。

(当選の場合は補助金交付決定通知書、落選の場合は補助金不交付決定通知書)

【お問合せ窓口】

加須市役所環境安全部交通防犯課
騎西総合支所地域振興課
北川辺総合支所地域振興課
大利根総合支所地域振興課

☎ 0480-62-1111(内線271・272)
☎ 0480-73-1111(内線125)
☎ 0280-61-1205
☎ 0480-72-1111(内線134)



👉ホームページはこちらから👉